

○大野城市個人情報保護条例

平成17年12月26日条例第35号

大野城市個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の収集、保有及び利用（第6条—第13条）
- 第3章 保有個人情報の開示及び訂正等の請求
 - 第1節 保有個人情報の開示（第14条—第23条）
 - 第2節 保有個人情報の訂正等の請求（第24条—第30条）
- 第4章 救済措置（第31条—第34条）
- 第5章 附属機関
 - 第1節 大野城市個人情報保護審査会（第35条—第40条）
 - 第2節 大野城市個人情報保護審議会（第41条）
- 第6章 事業者等への規制（第42条—第44条）
- 第7章 雑則（第45条—第52条）
- 第8章 罰則（第53条—第57条）

附則

第1章 総則

（目的）

- 第1条 この条例は、市が保有する自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、市民等の基本的人権を擁護することを目的とする。

（定義）

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、土地開発公社、公営企業管理者の権限を行う市長及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員（特別職の職員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有し、大野城市情報公開条例（平成16年条例第1号）第2条第2号に規定する公文書に記録されているものをいう。
- (4) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に住所を有しないが実施機関に自己情報が管理されている者をいう。
- (5) 事業者 法人（国、地方公共団体を除く。）その他の団体及び事業を営む個人をいう。

（実施機関の責務）

- 第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用するに当たっては、市民等の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 個人情報の収集、管理又は利用に当たる実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 3 実施機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内に事務所又は事業所を有する事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

- 第4条 市民は、相互に個人情報の重要性を認識し、この条例により保障された権利を正當に行使するとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

- 第5条 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報に係る市民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集、保有及び利用

（収集の原則）

- 第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、当該事務の目的をできる限り特定し、これを達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

（直接収集）

- 第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、収集目的を明らかにして、本人から直接収集しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により個人情報を収集しようとするときは、次に掲げる事項を本人に明示しなければならない。

- (1) 事務の名称
- (2) 事務の目的
- (3) 事務に係る個人情報の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める事項

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 国又は他の地方公共団体から収集することが事務の執行上やむを得ない場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ大野城市個人情報保護審議会（第41条第1項を除き、以下「審議会」という。）の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号に規定する場合において、個人情報を収集したときは、審議会にその事実を報告しなければならない。
- 5 実施機関は、第3項の規定により個人情報を収集するときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害しないようにしなければならない。
- 6 実施機関は、第3項第4号に規定する場合において、個人情報を収集したときは、次に掲げるときを除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。
- (1) 本人の行方が知れないとき。
 - (2) 審議会が本人への通知を必要と認めたとき。
- 7 本人又はその代理人による法令等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為により個人情報を収集したときは、第1項の規定により収集したものとみなす。
- (収集等の制限)
- 第8条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。
- (1) 思想、信条又は宗教に関する事項
 - (2) 差別の原因となり得る事項
 - (3) その他公にされることにより基本的人権を侵害するおそれがある事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集することができる。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) その他審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があるとき。
- (個人情報取扱事務の登録)
- 第9条 実施機関は、事務を新たに開始するに当たって、その事務の目的を達成するために個人情報を収集する場合は、次に掲げる事項を市長に届け出て、その登録を受けなければならない。登録に係る事項を変更し、又は登録に係る事務を廃止する場合も同様とする。
- (1) 事務の名称
 - (2) 事務の目的
 - (3) 個人情報の対象者
 - (4) 個人情報の内容
 - (5) 収集の方法
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急やむを得ない理由があるときは、事務を開始し、又は変更した日以後において、同項の登録をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該登録又は登録の変更をしなければならない。
- 3 実施機関は、前2項の規定により登録又は登録の変更の修正をしたときは、その旨を審議会に報告しなければならない。
- 4 市長は、届出された個人情報取扱事務に係る目録を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。
- (適正管理の原則)
- 第10条 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、個人情報保護管理責任者を置かななければならない。
- 2 実施機関は、保有個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。
- (1) 保有個人情報を正確かつ最新なものとする。
 - (2) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。
- 3 実施機関は、保有個人情報の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。
- (目的外利用及び外部提供の制限)
- 第11条 実施機関は、第9条の規定により登録された事務に係る保有個人情報について、当該事務の目的の範囲を超える利用（市の機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外のものに当該事務の目的の範囲を超える提供（以下「外部提供」という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をすることができる。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 本人の同意があるとき。
 - (3) 人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため緊急やむを得ないと認められるとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があるとき。
- 2 実施機関は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うため本人の同意を得ようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を本人に明示しなければならない。
- 3 保有個人情報の目的外利用又は外部提供について、他の実施機関があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は外部提供を行おうとする実施機関が第7条第3項第2号の同意を得たものとみなす。
- 4 実施機関は、第1項第3号に規定する場合において、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしたときは、審議会にその事実を報告しなければならない。

5 実施機関は、第1項各号の規定により保有個人情報の目的外利用又は外部提供をするときは、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。

6 実施機関は、第1項第3号及び第4号に規定する場合において、保有個人情報の目的外利用又は外部提供をしたときは、次に掲げるときを除き、速やかにその事実を本人に通知しなければならない。

(1) 本人の行方が知れないとき。

(2) 審議会が本人への通知を必要と認めたとき。

(外部提供を受けるものに対する措置要求)

第12条 実施機関は、前条第1項ただし書の規定により、保有個人情報の外部提供を行う場合において、必要があると認めるときは、当該提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(電子情報処理組織の結合の制限)

第13条 実施機関は、保有個人情報を処理するため、市の電子情報処理組織と実施機関以外のもので管理する電子情報処理組織とを通信回線により結合してはならない。ただし、提供先において安全確保の措置が講じられている場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) あらかじめ審議会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。

第3章 保有個人情報の開示及び訂正等の請求

第1節 保有個人情報の開示

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人その他本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があるものとして規則で定める場合における代理人（以下これらの者を「代理人」という。）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求の手続)

第15条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出して行わなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所

(2) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の場合において、開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

4 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求に係る本人以外の個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 事業者の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要と認められる情報を除く。

(4) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国若しくは他の地方公共団体（以下「国等」という。）との間に審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若し

[illegible]

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示を求めた場合、開示決定をしないことについては、開示決定をしない旨を提出した第三者に通知しなければならない。

(事案の移送手続)

第22条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報について開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することとする。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行なうときは、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

(開示の実施)

第23条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、速やかに開示を実施しなければならない。

2 保有個人情報の開示は、文書、図画、写真又はフィルムについては閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して、規則で定める方法により行う。

3 実施機関は、前項の規定にかかわらず、前項の閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示に当たっては、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、その写しにより、これを行うことができる。

4 開示の決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、第19条第1項に規定する通知があった日から起算して60日以内に開示の申出をしなければならない。ただし、当該期間内に申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正の請求)

第24条 何人も、自己に関する保有個人情報について、事実に関する部分に誤り又は不正な内容があるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の全部又は一部の訂正を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(利用の停止・削除の請求)

第25条 何人も、第6条、第7条第1項から第3項まで又は第8条の規定に違反して自己に関する保有個人情報収集又は保有されていると認めるときは、実施機関に対し、当該保有個人情報の利用の停止又は削除を請求することができる。

(中止の請求)

第26条 何人も、自己に関する保有個人情報について、第11条第1項の規定による制限を超えて目的外利用又は外部提供をされていると認めるときは、実施機関に対し、当該目的外利用又は外部提供の中止を請求することができる。

(訂正等請求による一時停止)

第27条 実施機関は、前3条の規定による請求(以下「訂正等請求」という。)があったときは、当該訂正等請求に対する決定を行うまでの間、当該保有個人情報の利用又は外部提供を一時的に停止しなければならない。ただし、一時停止を行うことにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により一時停止を行わなかったときは、その事実を審議会に報告しなければならない。

(保有個人情報の訂正等の義務)

第28条 実施機関は、訂正等請求があった場合において、当該訂正等請求に理由があることを認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な範囲で、当該保有個人情報の訂正等を行わなければならない。ただし、訂正等請求に応じることにより、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正等請求を拒否することができる。

(訂正等請求の手続)

第29条 訂正等請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出して行わなければならない。

- (1) 訂正等請求をする者の氏名及び住所
- (2) 訂正等請求に係る個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 訂正等請求の箇所及び訂正の内容
- (4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 第14条第2項、第15条第2項から第4項まで、第19条及び第20条の規定は、訂正等請求の手続について準用する。

(保有個人情報の提供先への通知)

第30条 実施機関は、訂正等請求に基づく保有個人情報の訂正等を行った場合において、必要があるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

第4章 救済措置

(苦情の処理)

第31条 実施機関は、保有個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

2 実施機関は、苦情の申出に正当な理由があることを認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。

3 実施機関は、苦情の申出があった場合は、是正措置を講ずるときを除き、審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(審査会への諮問)

第32条 開示請求又は訂正等請求に対する決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく大野城市個人情報保護審査会（第35条第1項を除き、以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てに不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第34条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(3) 不服申立てに係る訂正等請求に対する決定（訂正等請求の全部を容認して訂正等請求を行う旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正等請求の全部を容認して訂正等を行うこととするとき。

2 前項の規定による審査会に諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、当該不服申立てに対する決定をしなければならない。

(諮問した旨の通知)

第33条 諮問実施機関は、次に掲げる者に対し、速やかに諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者又は訂正等請求を行った者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第34条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の決定（第三者である参加人が反対意見書を提出している場合に限る。）

第5章 附属機関

第1節 大野城市個人情報保護審査会

(審査会)

第35条 第32条の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、大野城市個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

3 委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

4 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第36条 審査会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審査会の調査権限)

第37条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示請求又は訂正等請求に対する決定に係る保有個人情報記録された公文書の提示を求め、これを求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めることはできない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、不服申立てのあった開示請求又は訂正等請求に対する決定に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 審査会は、第1項及び前項に定めるもののほか、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見書等の提出)

第38条 不服申立人等は、自ら審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。この場合において、審査会により意見書又は資料を提出すべき期間を定められているときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(調査審議手続の非公開)

第39条 審査会の行う不服申立てに係る調査審議の手続は、公開しない。ただし、審査会が特に必要があると認めるときは、公開とすることができる。

(答申書の送付等)

第40条 審査会は、諮問に応じて答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第2節 大野城市個人情報保護審議会

(審議会)

第41条 この条例による個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、大野城市個人情報保護審議会を置く。

2 審議会、この条例により付与された権限に属する事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議及び建議を行う。

3 審議会は、委員5人以内をもって組織する。

4 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、苦情の申出に係る審議その他審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 第35条第3項から第6項まで及び第36条の規定は、審議会について準用する。この場合において、第36条第1項及び第2項中「審査会」とあるのは、「審議会」と読み替えるものとする。

第6章 事業者等への規制

(事業者に対する苦情の処理)

第42条 市長は、個人情報の取扱いに関し、事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する苦情の処理のため、当該事業者に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員をして質問その他調査を行わせることについて協力を要請することができる。

3 市長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っていると認めるときは、その是正若しくは中止を指導し、又は勧告することができる。

4 市長は、事業者が、前項の規定による勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

(委託等に伴う措置)

第43条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするとき、又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報に係る事務の処理を外部に委託したときは、審議会に報告するものとする。

(受託者等の責務)

第44条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したもの又は市の公の施設の指定管理者は、個人情報の漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の受託事務又は指定管理者に係る公の施設の管理事務に従事している者若しくは従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該事務が終了した後も、同様とする。

第7章 雑則

(検索資料の作成等)

第45条 市長は、保有個人情報の検索に必要な文書目録を作成し公表する等、開示請求又は訂正等請求(以下「開示請求等」という。)をしようとする者が、容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(費用負担)

第46条 この条例に基づく保有個人情報の開示及び訂正等請求については、手数料を徴収しない。

2 第23条第2項の規定により写しの交付(電磁的記録について規則で定める方法を含む。)を受けけるものは、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(他の法令等との調整)

第47条 法令等の規定により、当該保有個人情報の開示又は訂正等請求の手続が別に定められているとき(市の施設において、図書及び図画等を市民の利用に供している場合を含む。)は、当該法令等の定めによるものとする。

(実施状況の公表)

第48条 市長は、毎年、各実施機関における個人情報の開示等の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

2 前項の公表に当たっては、あらかじめ審査会及び審議会に対し、前項の実施状況を報告しなくてはならない。

(出資法人等の個人情報保護)

第49条 市が出資その他財政支出等を行う法人(以下「出資法人等」という。)は、その性格及び業務内容に応じ、個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(市長の調整)

第50条 市長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関し、市長以外の実施機関及び出資法人等に対し、報告を求めるとともに、助言を行うことができる。

(国等への要請)

第51条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対し、適切な措置を採るよう要請するものとする。

(委任)

第52条 この条例の施行に関し必要な事項は、この条例の規定により規則で定めるもののほか、市長が定める。

第8章 罰則

(罰則)

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第44条第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体

系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その事務に関して知り得た保有個人情報をも自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

第57条 第35条第6項（第41条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、5万円以下の罰金又は過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（大野城市プライバシー保護条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - （1） 大野城市プライバシー保護条例（平成3年条例第4号）
 - （2） 大野城市プライバシー保護審議会設置条例（平成3年条例第5号）
 - （3） 大野城市プライバシー保護審査会設置条例（平成3年条例第6号）（経過措置）
- 3 この条例の施行前における前項の規定による廃止前の大野城市プライバシー保護条例（以下「旧条例」という。）第16条から第19条までの規定による個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求に対する決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。
- 4 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の規定によりされたものとみなす。
- 5 第2項の規定による廃止前の大野城市プライバシー保護審査会設置条例（以下「旧審査会条例」という。）の規定により設置された大野城市プライバシー保護審査会（以下「旧審査会」という。）は、第35条第1項の規定により設置された審査会となり、第2項の規定による廃止前の大野城市プライバシー保護審議会設置条例（以下「旧審議会条例」という。）の規定により設置された大野城市プライバシー保護審議会（以下「旧審議会」という。）は、第41条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際、現に旧審査会及び旧審議会の委員に任命されている者は、この条例の規定により委員に任命されたものとみなし、その任期は、この条例の規定にかかわらず、旧審査会条例及び旧審議会条例の規定による残任期間と同一の期間とする。